

老高発 1011 第 2 号  
老認発 1011 第 2 号  
令和 6 年 10 月 11 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課 長  
認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 「ケアプランデータ連携標準仕様」の改訂について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護分野における業務効率化を図るためには、ICT を活用した情報連携が重要です。そのため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、厚生労働省において「ケアプランデータ連携標準仕様」を作成し、「ケアプランデータ連携標準仕様」について」（令和 6 年 7 月 4 日老高発 0704 第 1 号、老認発 0704 第 3 号）によりお示ししているところです。

今般、「ケアプランデータ連携標準仕様」における不具合の解消を行うため、以下のとおり改訂を行いました（別添 1）。

- CSV バージョン値・・・旧「202503」  
新「202407」
- ファイル名規約・・・旧「サービスコード(3桁)」  
新「サービス種類コード(2桁)」

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内市区町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくよう、お願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「ケアプランデータ連携標準仕様」について」（令和 6 年 7 月 4 日老高発 0704 第 1 号、老認発 0704 第 3 号）別添 1 に替えて本通知における別添 1 を適用するものとします。

「入退院時情報連携標準仕様」及び「訪問看護計画等標準仕様」については、引き続き、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和 4 年 8 月 12 日老高発 0812 第 1 号、老認発 0812 第 1 号、老老発 0812 第 1 号）の別添 2 及び別添 3 を適用することを申し添えます。